

盛岡市第7期介護保険事業計画における介護保険料の基準額月額等について

平成30年2月13日  
保健福祉部

1 第7期の介護保険料基準額月額

保険料基準額月額 6,174円 (第6期の6,174円と同額)

2 11月全員協議会での提示額(6,306円)からの変更内容

① 平成30年度の介護報酬改定率の反映(+0.54%)	+31円
② 介護報酬の処遇改善に伴う影響額の反映(平成29年度から)	+69円
③ 介護報酬の処遇改善に伴う影響額の反映(平成31年度から)	+58円
④ 調整交付金の見直し	+47円
⑤ 基準所得金額の変更	+8円
⑥ その他	△45円
⑦ 介護給付費準備基金の取崩し	△300円
合計	△132円

3 盛岡市介護保険条例の改正の内容

(1) 保険料率について

盛岡市第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び年間保険料を別表のように改める。

(2) 所得段階区分が第1段階である者の保険料率について

第1段階について、公費による保険料率軽減を行うものであり、本来徴収すべき第1段階の年間保険料37,000円について、料率0.05の引き下げを行い、33,300円に軽減する。

(3) 第2号被保険者の配偶者等に係る罰則の適用範囲の拡大について

被保険者の保険給付に係る物件の提出の命令に従わないとき等に過料を科する規定が適用される者に、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者を加える。

4 施行期日

平成30年4月1日

5 議会への提案

平成30年3月市議会定例会に、盛岡市介護保険条例(平成12年条例第26号)の改正案を提案するものである。

別表

段階	対象者	保険料 基準額 月額	料率	保険料	
				月額	年額
第1段階	・生活保護者又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	6,174円	0.45 ※注 (0.50)	2,778円  (3,087円)	33,300円  (37,000円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		0.70	4,322円	51,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人		0.75	4,631円	55,600円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,248円	63,000円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人		1.00	6,174円	74,100円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円未満の人		1.20	7,409円	88,900円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人		1.30	8,026円	96,300円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		1.50	9,261円	111,100円
第9段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人		1.70	10,496円	125,900円
第10段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人		1.95	12,039円	144,500円
第11段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が700万円以上の人		2.10	12,965円	155,600円

※注 本来徴収すべき介護保険料の料率で、公費による保険料軽減前である。